

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和2年3月18日（令和2年（行情）諮問第169号）

答申日：令和2年12月14日（令和2年度（行情）答申第404号）

事件名：「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」
に関して行政文書ファイル等につづられた文書（ホームページで公表されたものを除く）の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙2に掲げる12文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年10月31日付け防官文第18538号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）本来の電磁的記録についても特定を求める。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』（別件の損害賠償請求事件における国の主張）」である。

そこで電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

（2）他にも文書が存在するはずである。

席上回収資料のたぐいのものが存在するものと思料されるので、それらについても特定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、平成28年10月3

1 日付け防官文第18538号により開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約3年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」の第1回から第6回までの議事次第及び配席図であり、本件開示請求を受け、関係部署において探索を行ったが、本件対象文書以外に本件開示請求に係る行政文書の存在を確認することができなかつたことから、原処分を行ったものである。なお、当該検討会に関しては、当日使用した資料等においても保有しているが、それらの資料等は、いずれも防衛省ホームページにおいて公表しており、本件開示請求が「防衛省ホームページで公表されたものを除く」としていたため、原処分において特定していない。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めており、本件審査請求を受けて改めて探索を行ったところ、当該電磁的記録を保有していることが確認できたため、当該電磁的記録を特定し、開示することとする。
- (2) 審査請求人は、「席上回収資料のたぐいのものが存在するものと思料される」として、他にも文書が存在すると主張するが、上記2のとおり防衛省において本件対象文書以外に本件開示請求に係る行政文書は保有しておらず、本件審査請求を受け、念のため関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書以外に本件開示請求に係る行政文書の存在を確認することができなかつた。
- (3) 以上のことから、上記(1)のとおり本件対象文書の電磁的記録を特定し、開示することとするが、他にも文書が存在するとの審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月18日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月19日 審議

④ 同年12月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、文書の再特定を求めているところ、諮問庁は、本件対象文書の電磁的記録を新たに特定し、開示することとするが、他にも文書が存在するとの審査請求には理由がなく、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

イ 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会（以下「検討会」という。）とは、防衛省・自衛隊の第一線における適確な救命に関し、専門的な観点から意見を聴取することを目的として開催されたものである。

ウ 検討会は平成27年4月から平成28年6月までの間、計6回開催され、その結果は同年9月の「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会報告書」に取りまとめられた。その外に検討会は開催されていない。

エ 上記イの検討会において使用した資料及び報告書等については、防衛省ホームページでその全てが公表されているため、本件請求文書に該当する行政文書として、検討会に関する行政文書のうち、防衛省ホームページで公表されていないものである本件対象文書を特定した。

オ 本件審査請求を受け、処分庁において探索を行った結果、上記第3の3(1)のとおり、本件対象文書の電磁的記録を保有していることを確認したことから、これを新たに特定することとした。

カ 処分庁では、本件対象文書及びその電磁的記録の外に本件請求文書に該当する文書を作成も取得もしていない。

キ 本件審査請求を受け、改めて執務室内の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったものの、本件対象文書及びその電磁的記録の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 上記第3の3(1)において新たに特定することとした本件対象文書の電磁的記録の外に、本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかったなどとする上記(1)の諮問庁の説明は、検討会の開催状況を踏まえると、特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防

衛省において、本件対象文書及びその電磁的記録の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書及び当該電磁的記録の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書の電磁的記録を追加して特定し、開示決定等をすべきとしていることは、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 塩入みほも, 委員 常岡孝好

別紙 1（本件請求文書）

「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会」に関して「行政文書ファイル等」（平成 23 年防衛省訓令第 15 号「防衛省行政文書管理規則」）に綴られた文書の全て（防衛省ホームページで公表されたものを除く）。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。

別紙 2 (本件対象文書)

- 文書 1 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
1回 議事次第
- 文書 2 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
2回 議事次第
- 文書 3 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
3回 議事次第
- 文書 4 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
4回 議事次第
- 文書 5 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
5回 議事次第
- 文書 6 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検討会 第
6回 議事次第
- 文書 7 第 1 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検
討会 配席図
- 文書 8 第 2 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検
討会 配席図
- 文書 9 第 3 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する検
討会 配席図
- 文書 10 第 4 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する
検討会 配席図
- 文書 11 第 5 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する
検討会 配席図
- 文書 12 第 6 回 防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な救命に関する
検討会 配席図